

1 投資を考えるなら、まず国内でできることから...

1) 事前の確認事項

インドネシアへの進出の形態は？

- 【販売志向】  
①販売代理店、②駐在員事務所、  
③出資しての販売拠点
- 【生産志向】  
①委託生産、②駐在員事務所、  
③出資しての生産拠点

現地拠点設立には ①法人(独資or  
合併)、②駐在員事務所の方法があり  
ます。駐在員事務所様子を見て、  
実際に売上が上がる時機に法人に切  
り替えるのが一般的です。

	駐在員事務所	法人(株式会社)
営業活動	不可	可能
資本金	不要	必要
設立に要する期間	1-数ヶ月	数ヶ月~1年

駐在員事務所の主目的は、市場  
調査や法人設立準備なので、  
①直接取引/販売活動、  
②入札/契約締結/苦情処理  
③輸出入業務  
は禁止されています。また、駐在  
員事務所長はインドネシアに居住  
する必要があります。なお、駐在  
員事務所は、原則、申請すれば  
誰でも開設できます。

PT(Perseroan Terbatas)とは？

インドネシア会社法に基づく有限責  
任会社で、日本の株式会社と相当。  
外資規制があり、業種によって独資  
が不可能である場合はJV(合弁企  
業)を組む必要があります。

	独資	合併
資本金負担(リスク)	多い	少ない
経営の自由度	大きい	少ない
事業立ち上げスピード	遅い	早い

以下の場合も合併が得策です。

- ①販路確保(現状の販路を利用した  
販売・営業活動)、②事業運営ノウ  
ハウ獲得(販売、生産、労務管理等地  
域性に即した運営)、③製造ノウハウ  
獲得(安い労働力を使った製造シス  
テムの適用等)

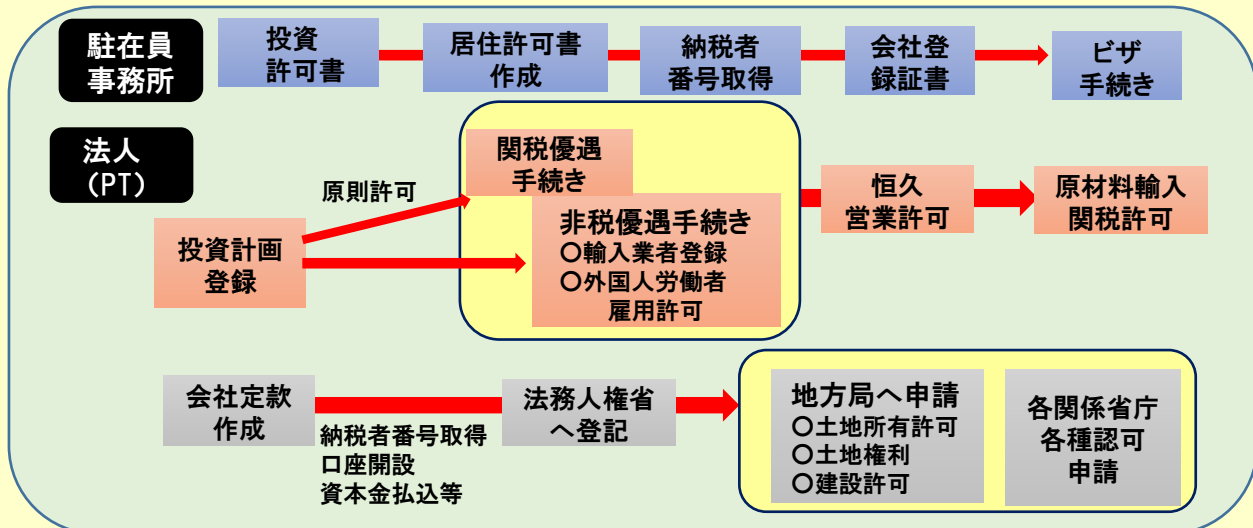
合併契約交渉に当たってのポイント？

項目	内容
a 出資	出資額、割合、方法(現金、現物)
b 役割分担・責任範囲	設立手続き、事業運営
c 取締役会	取締役会議の頻度、運営方法
d 株式	譲渡制限、新株引受
e 契約条件	契約継続期間、契約破棄条件、準拠法
f 紛争解決	仲裁条項、仲裁場所、仲裁機関

- 【製造技術許諾及び技術援助契約】  
:製造技術許諾の範囲など  
【機器供給契約】:供給範囲、価格及び納期など  
【工場設計契約】:設計範囲及び規格など  
【人員派遣契約】:派遣者の取扱及び供給など  
【原料供給契約】:供給範囲及び価格など

2) 投資手続き

PT(法人)の設立は2人以上の出資者が、公証人(Notaris)の認証した設立証書に基づいて行います。設立証書には、  
定款とその他の会社設立に関する情報を含まなければいけません。インドネシアの**法務人権大臣**によって設立証書が  
認証され、また当該会社に対する法務人権大臣からの設立許可が下りた日をもって初めて法人としての地位が確立し  
ます。なお外資企業の最低資本金は25億ルピア(約23万ドル)でルピアか米ドルに限ります。



【BKPM(インドネシア共和国投資調整庁)】:大統領直轄の機関として投資に関する許認可と相談業務を行う部局。  
日本事務所: 〒100-0011 東京都千代田区千代田2-2-2 富国生命ビル16階 電話: 03-3500-3878 <http://www.bkpm-jpn.com/content.htm>

(注)法律・政令の解釈・運用は日々変更があり、実際に進出を調査・検討される際は、必ず最新法律・政令の原典を確認ください。

2 インドネシアの投資事情

【特定業種・地域への投資優遇措置】

(政令2007年18号+財務大臣令+工業大臣令、BKPM長官規定)

- (1)所得税の恩典を享受できるのは143業種  
a. 特定事業分野:調味料、繊維、パルプ、化学、ゴム、金属、機械、  
発電機、電子・通信、二輪・四輪製造/部品製造、船舶など  
b. 特定地方における特定事業業種
- (2)所得税の恩典内容  
a. 投資額の30%を、5%ずつ6年間所得控除できる  
b. 通常減価償却費の2倍の償却費を計上できる  
c. 海外への配当金に係る源泉税率を10%に減税  
d. 5年間の税務繰越欠損金を一定条件下に最大10年延長  
また、保税地域外に所在する企業が総売り上げの30%を輸  
出する場合と、投資拡張許可を得る前の1課税年度の税後  
利益を再投資する場合には、それぞれ2年間の欠損金繰り  
延べ期間が追加される。(出所:通商弘報 fa4934d790ae3567)

【FTZ(Free Trade Zone)】

2007年6月、シンガポール  
に近いバタム島、ピンタ  
ン島とカリムン島をFTZに設  
定。投資家は税制優遇  
(輸入関税や法人税など)  
を得られます。



バタム島:造船、電子工業、  
機械工業開発センター  
ピンタムン島:織物、履き物、観光業開発センター  
カリムン島:造船、金属、コンポーネント、農業、海洋  
業開発センターへと変える計画です。B  
バタム島とピンタムン島はマレーシアのジョホールと並  
んで輸出加工型産業の有望な投資先候補です。

改正投資ネガティブリスト (2014年4月23日付大統領規定2014年第39号)

改定投資ネガティブリストは、①国内産業の競争力強化、②持続的な経済発展とグローバル経済の変化への対応、  
③投資規制の簡素化を目的として、外国企業の出資上限と参入条件を次のように、事業分野別に規定しています。

【中小企業関連の主な分野】 [http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

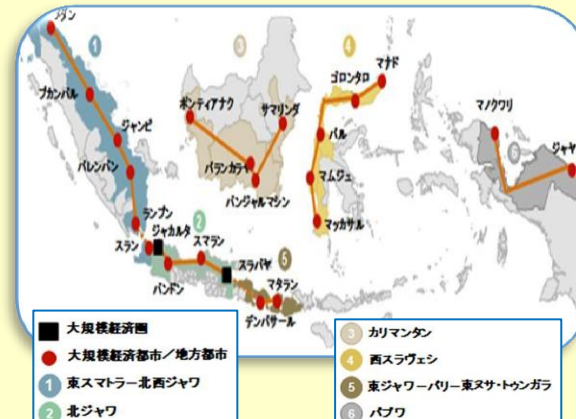
- ①外資規制を緩和する分野(9分野)  
映画宣伝設備(広告、ポスター、ステール、写真など)は外資の参入が認められていなかったが、51%まで  
の出資(ASEANからの出資条件)が認められた。
- ②外資規制を強化する分野(5分野):  
通信分野ではコンテンツサービス、  
コールセンター、データ通信シス  
テムサービス、インターネット相互連結  
サービスで外資上限を49%と改定さ  
れました。
- ③農業分野(5分野):  
外資出資上限を30%まで  
引き下げ、規制を強化して  
います。
- ④これまで規定されなかった分野  
(11分野)  
ディストリビューター、倉庫業では  
33%に引き下げられました。また、イ  
ンターネットを通じた小売りについ  
ても内資100%に制限されました。

緩和  
↑  
↓  
規制

インフラ開発情報

【インドネシアにおける6経済回廊】

2010年1月、日本・インドネシア両国の官民により、  
6つの経済回廊を中心に産業振興とインフラ整備を  
総合的に進めることで合意しています。



出所: 経団連 <https://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2010/020.html#shiryu>

【8 Existing Special Economic Zone (SEZ)】

ジャワ島はハイテク産業、労働集約型、消費財産業に注  
力しており、ジャワ島外は天然資源の加工産業に注力し  
ています。下図は政府が注力している8つのSEZです。



出所: インドネシア国家開発計画庁, 2015

工業団地 製造業の場合、原則として工業団地に入居することを求められ、工業団地以外に工場を持つには相応の  
理由が必要です。空き土地の取得が困難になりつつある状況下で、レンタル工場の計画も進んでいます。

地域別工業団地、連絡先などは次のURLがお役に立ちます。入居日系企業もわかります!

<http://www.asean.or.jp/ja/asean/known/country/indonesia/invest/industrialestate/index.html/>

(注):当商談会マニュアルは2015年8月末現在のものです。情報の正確性の確認・採否はお客様の責任と判断で行なってください。参考  
文献や検索結果の利用に関連して万一損害やトラブルが生じたとしても中小機構は責任を負いません。また、複製・転載を禁じます。